

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の納付猶予牛に係る1頭当たりの新たな負担金の額について【令和3年1・2・3月分】

令和3年5月21日付けの改正前の肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）（以下「交付要綱」という。）附則29の規定により負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛（以下「納付猶予牛」という。）に係る新たな負担金の額については、同附則32及び33の規定に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、当該納付猶予牛に係る交付金の額に4分の1を乗じて得た額となっています。

今般、令和3年1・2・3月における当該納付猶予牛のうち同期間に販売された交付対象牛の新たな負担金の額を下記のとおり公表します。

なお、各登録生産者の納付猶予牛に係る負担金の額については、交付金交付通知書等によりご確認ください。

記

1. 負担金の納付先が都道府県の積立金管理者である場合
(1) 肉専用種

算出の区域	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月
北海道	10,572.75 円	15,532.65 円	796.5 円
青森県	1,230.525 円	2,776.05 円	0 円
岩手県 肉専用種 (日本短角種を除く。)	0 円	0 円	0 円
宮城県	0 円	780.75 円	0 円
秋田県	0 円	0 円	0 円
山形県	0 円	0 円	0 円
福島県	0 円	492.975 円	0 円
茨城県	1,514.25 円	2,707.65 円	0 円
栃木県	259.65 円	1,453.05 円	0 円
群馬県	354.375 円	1,547.775 円	0 円
埼玉県	0 円	0 円	0 円
千葉県	158.4 円	1,351.8 円	0 円
東京都	0 円	0 円	0 円
神奈川県	2,550.6 円	3,744.0 円	0 円
山梨県	0 円	152.325 円	0 円

算出の区域	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月
静岡県	0円	0円	0円
新潟県	0円	0円	0円
石川県	0円	0円	0円
福井県	0円	0円	0円
愛知県	0円	0円	0円
三重県	0円	0円	0円
滋賀県	0円	0円	0円
京都府	0円	0円	0円
大阪府	0円	0円	0円
兵庫県	19,676.25円	21,221.55円	13,321.575円
奈良県	0円	0円	0円
和歌山県	0円	0円	0円
島根県	0円	0円	0円
岡山県	0円	0円	0円
広島県	0円	0円	0円
山口県	0円	0円	0円
徳島県	0円	14,593.05円	0円
香川県	0円	15,771.375円	0円
愛媛県	0円	7,841.025円	0円
福岡県	0円	5,501.025円	0円
佐賀県	0円	3,644.55円	0円
長崎県	0円	1,640.25円	0円
熊本県	0円	280.125円	0円
大分県	0円	3,935.7円	0円
宮崎県	0円	6,860.925円	0円
鹿児島県	488.025円	8,751.15円	0円
沖縄県	8,462.025円	9,623.25円	0円

(2) 交雑種

	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月
東京都、京都府	5,689.8円	20,635.425円	6,664.725円

2. 負担金の納付先が機構である場合
肉専用種

令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月
0円	780.75円	0円

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当:青木、柳田、山口、小南、峯岸
電話:03-3583-8562